主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人天羽智房の上告趣意第一点は、事実誤認の主張、同第二点は、事実誤認、 量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録によれば、第一審判決判示事実はこれを認めることができるから、同 判決を維持した原判決には事実の誤認はなく、また、原判決が本件について被告人 に死刑を科した第一審判決の量刑を維持したことも、その犯情に照らし、当裁判所 もこれを是認せざるをえない。

その他記録を調べても同法四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官山根正 公判出席

昭和四六年一二月二一日

最高裁判所第三小法廷

7	関	裁判長裁	関
ı	田	裁	田
7	下	裁	下
E	<del>-</del>	<del>裁</del> :	<b>=</b>